

# 災害事例等の水平展開(情報提供)とPDCAサイクル

## ◆背景◆

- 平成17年に施行された改正鉱山保安法は、保安確保に当たって民間の自主性を主体とするとの考え方から、リスクマネジメントの手法を法体系の中に採り入れており、鉱業権者に対し、保安上の危険の把握(現況調査の実施)とその結果に応じた対策措置の立案・実施・見直し(保安規定への反映)を義務付け、現場の実態にあったPDCAサイクルの定着を目指している。
- 改正鉱山保安法の施行されると同時に「災害事例等の水平展開(情報提供)」も実施。
- 鉱山では、従来から、危険予知活動やヒヤリハット運動等が行われ、他鉱山で発生した災害事例についても「他山の石」として有効活用が図られてきた。
- これらに加えて行政が行う災害事例等の情報を発信する「水平展開」についても、提供した情報について各鉱山のPDCAサイクルに組み込み、鉱山において災害の未然防止と円滑な鉱業活動の実施に役立てたことをねらいとしたもの。

## ◆目的◆

- ①「類似災害再発防止のための材料として活用」・・・毎年発生する災害の多くは類似の事由によるもの。提供した情報を参考に、類似の作業環境や作業内容がある場合はリスクアセスメントを行い、潜在化している危険性を把握したうえで、リスク低減措置を講じる。
- ②「PDCAサイクルの定着と有効化のための機会として活用」・・・提供した情報をリスクマネジメントのひとつの機会として捉え、実際に、保安上の危険の把握、対策措置の計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルを回す。

## ◆概要◆

- 各産業保安監督部(支部、事務所)では、全国各地の鉱山において発生した災害に関し、発生直後にその概要(鉱種、所在地、災害発生の日時と事由、罹災者数と程度、災害の状況等)を速報として管内の全稼行鉱山に情報提供。本文に図面・写真を貼付した電子媒体をメールにて送信(一部FAX信等)。【水平展開A】
- 災害発生の翌々月10日頃までに、各産業保安監督部等は自らが所管する鉱山の災害に関し、速報で周知した情報に、原因、対策等の情報を加えて、ホームページに掲載。鉱山においては、速報段階で行った自鉱山のアセスメントとの比較検討等に活用。なお、産業保安監督部は個別の問い合わせに対して可能な範囲で応えることとしている。情報はエクセルファイルでアップされており、編集し直して活用することも可能※。【水平展開B】

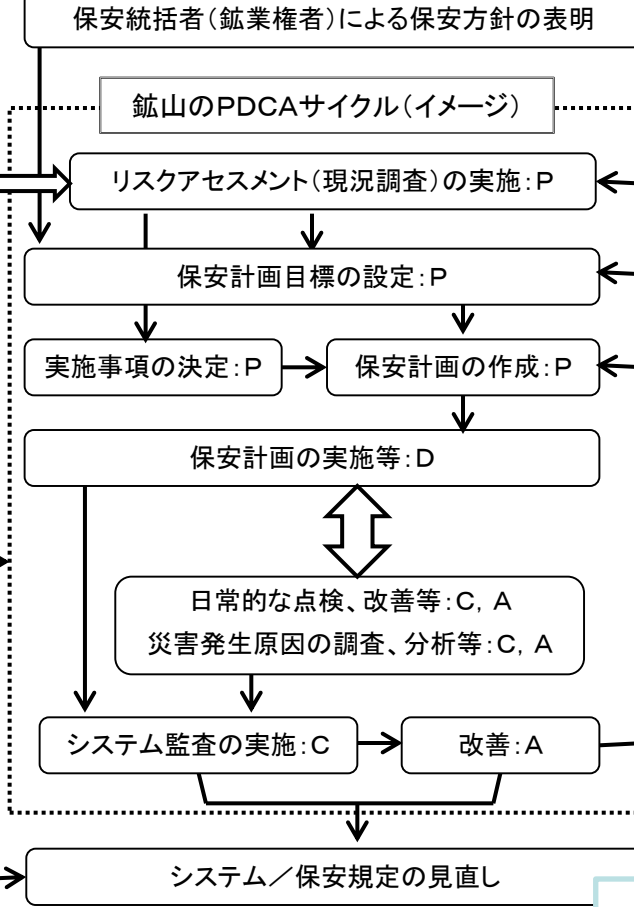
第11次鉱業労働災害防止計画 【目標: 鉱山災害の撲滅】

目標1: 死亡災害、重篤災害を“0”(強度率<0.16)  
目標2: 5年間で複数災害を起こさない  
(<20件/5年間平均)

災害事例等の水平展開

保安検査等

改善命令



※中国四国産業保安監督部四国支部では、各監督部の過去のデータを基に全国鉱山災害事例データベース(試行版)を構築し、ホームページ上にアップ。過去のデータから目的に応じた事例を任意に検索抽出のうえ、帳票として印刷することが可能。